

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日から昭和〇年〇月〇日までA所在のB会社C鉱業所に所属し、約15年間、堀削工として粉じん作業に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理4、療養要」と決定され、平成〇年〇月〇日を症状確認日として、労災保険により加療を受けていたが、平成〇年〇月〇日死亡した。

死亡診断書によると、直接死因として「誤嚥性肺炎」、直接には死因に関係しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名として「じん肺、慢性骨髄性白血病」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡はじん肺によるものであり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の直接の死亡原因については、D医師作成の平成〇年〇月〇日付け死亡診断書の所見に鑑み、当審査会としても「誤嚥性肺炎」であるものと判断する。

(2) 請求人は、被災者の死亡原因である誤嚥性肺炎は業務上災害であるじん肺に起因したものであるから、被災者の死亡は業務上の事由によるものである旨主張しているので、以下検討する。

(3) 被災者のじん肺等の症状の経過については、決定書理由に説示のとおりであり、また、被災者のじん肺の状態については、平成〇年から平成〇年まで定期報告診断書における肺機能検査の推移に鑑みると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、平成〇年〇月〇日付けでじん肺管理区分が決定されて以降、平成〇年〇月〇日に死亡するまで、著明な変化は無く推移していたとの審査官の結論は妥当なものと判断する。

(4) 被災者の死亡原因である誤嚥性肺炎と業務上の疾病であるじん肺との因果関係の有無等について、各医師の所見をみると、次のとおりである。

ア D医師は、平成〇年〇月〇日監督署受付けの意見書において、要旨、「抗がん剤の服用と誤嚥性肺炎との関連性は少ないと考えられる。誤嚥性肺炎による死亡は、じん肺症による低肺機能・喀痰喀出不全が関係していたと考えられる。」と述べている。

イ E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「死因は、誤嚥性肺炎となっているが、じん肺のために日常生活が著しく制限され、また、肺炎併発時の症状も顕著となった。」と述べている。

ウ F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「もともと、じん肺、気管支拡張症、慢性気管支炎が基礎にあるため気道感染を起こしやすい状態にあったところに、慢性骨髄性白血病という新たな免疫低下を伴う重い疾患の合併により、気道感染がより起こり易く、また治り難くなったものと考えられる。」と述べている。

(5) 以上のとおり、いずれの医師も、被災者の誤嚥性肺炎の発症にじん肺が影響した可能性について言及しているものの、直接的な原因となったとまでは述べていない。

(6) この点、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「本症例は〇歳の超高齢者であり、高齢者の場合は嚥下機能が低下しているため、しばしば誤嚥を起こす。高齢者は咳反射や気道の綿毛運動が両方低下しており、異物は肺内奥深くに吸入され、肺胞レベルで炎症を起こし、肺炎を発症する。また、高齢者の場合は免疫機能も低下しており免疫細胞による治ゆ機転も弱く、さらに被災者は慢性骨髄性白血病に罹患しており、より免疫機能は低下していたと思われる。以上より、死亡原因である誤嚥性肺炎の発症と進展には、基礎疾患であるじん肺の影響は少ないものと思われる。」と述べている。

(7) 当審査会としては、被災者のじん肺の状態が、上記(3)のとおり著明な変化が無く推移していた経過を鑑みると、G医師の意見は妥当であると判断する。

(8) よって、被災者の誤嚥性肺炎による死亡は、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

なお、請求人及び再審査請求代理人の主張及び審査資料について、改めて子細に検討したが前記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。